

平成18年11月20日 開会  
平成18年11月20日 閉会  
(臨時第11回)

# 大山町議会会議録

(正本)

大山町議会

大山町告示第40号

平成18年第11回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年11月16日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成18年11月20日 午前9時30分

2 場 所 大山町役場議場

---

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介  
吉 原 美智恵  
敦 賀 亀 義  
川 島 正 寿  
秋 田 美喜雄  
諸 遊 壤 司  
小 原 力 三  
二 宮 淳 一  
野 口 俊 明  
荒 松 廣 志  
鹿 島 功

西 尾 寿 博  
遠 藤 幸 子  
森 田 増 範  
岩 井 美保子  
尾 古 博 文  
足 立 敏 雄  
岡 田 聰  
椎 木 学  
沢 田 正 己  
西 山 富三郎

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

# 第 11 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 18 年 1 月 20 日 (月曜日)

---

## 議 事 日 程

平成 18 年 1 月 20 日 午前 9 時 30 分開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 146 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 147 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 148 号 大山町名和地域休養施設条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 149 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 150 号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 151 号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 152 号 大山町名和民芸伝承館条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 153 号 大山町中山農村活性化施設条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 154 号 大山町大山スポーツ公園条例の制定について

日程第 12 議案第 155 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について (名和浄化センター建設工事)

日程第 13 議案第 156 号 工事請負変更契約の締結について (光徳地区農業集落排水事業処理施設建設工事)

日程第 14 議案第 157 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 15 議案第 158 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 16 議案第 159 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 3 号)

日程第 17 議案第 160 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 18 議案第 161 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 19 議案第 162 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 20 議案第 163 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

---

## 本日の会議に付した事件

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 146 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 147 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 148 号 大山町名和地域休養施設条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 149 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 150 号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 151 号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 152 号 大山町名和民芸伝承館条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 153 号 大山町中山農村活性化施設条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 154 号 大山町大山スポーツ公園条例の制定について

日程第 12 議案第 155 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について（名和浄化センター建設工事）

日程第 13 議案第 156 号 工事請負変更契約の締結について（光徳地区農業集落排水事業処理施設建設工事）

日程第 14 議案第 157 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 15 議案第 158 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 159 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 3 号)

日程第 17 議案第 160 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 18 議案第 161 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 162 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 議案第 163 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

---

**出席議員（21名）**

1 番 近 藤 大 介

2 番 西 尾 寿 博

3 番 吉 原 美 智 恵

4 番 遠 藤 幸 子

5 番 敦 賀 亀 義

6 番 森 田 増 範

7 番 川 島 正 寿

8 番 岩 井 美 保 子

9番 秋 田 美喜雄  
11番 諸 遊 壤 司  
13番 小 原 力 三  
15番 二 宮 淳 一  
17番 野 口 俊 明  
19番 荒 松 廣 志  
21番 鹿 島 功

10番 尾 古 博 文  
12番 足 立 敏 雄  
14番 岡 田 聰  
16番 椎 木 学  
18番 沢 田 正 己  
20番 西 山 富三郎

---

### 欠席議員

なし

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿                      書記 …………… 汐 田 美 穂

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之                      助役 …………… 田 中 祥 二  
教育長 …………… 山 田 晋                      中山支所長 …………… 田 中 豊  
総務課長 …………… 諸 遊 雅 照                      産業振興課長 …………… 渡 辺 収  
水道課長 …………… 小 西 正 記                      福祉保健課長 …………… 松 岡 久美子  
教育次長…………… 狩 野 実                      社会教育課長 …………… 麴 谷 昭 久  
診療所事務局長…………… 中 田 豊 三

---

### 午前9時32分 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、平成18年第11回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、20番 西山富三郎君、1番 近藤大介君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第146号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第146号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第146号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容としましては、公の施設の指定管理制度の導入に伴い、「ふるさとフォーラムなかやま」の施設のうち「いきいき倶楽部」以外の施設についても、平成19年4月1日から直営管理から指定管理者制度による管理を可能とするため、条例の必要な部分の改正をするものであります。

また、施設の利用料等につきましては、他の社会教育・社会体育施設と同様、基本的に有料とする改正といたしております。以上で議案第146号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 一点だけ尋ねたいと思います。無料から有料化ということの数値が出ておるわけですが、この数値についての基本的な考え方と言いますか根拠と言いますか、そういったところについての説明を少し求めたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 田中支所長。

○中山支所長（田中 豊君） ただいまの森田議員のご質問にご答弁させていただきたいと思います。ご覧いただきますように、このふるさとフォーラムの利用料金につきましては、障害者の半分という設定で提案をさせていただいております。根拠となる電気代とかそういった部分について考慮した額ではございませんけれども障害者の半分ということで設定をさせていただいております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありますか。13番、小原君。

**○議員（13番 小原 力三君）** 今ちょっと関連いたしますけれど、障害者の半分だということもございますけども、今森田議員がおっしゃったんですけれど、前はタダだった。そうですね、無料だったのが、金をとると。だったらずっと次の議案もございますけれど、町民の健康福祉のために造った施設ではないかなと、多少町民には優遇してもいいんじゃないかなというふうに私は思いますけれど、いかがなものでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 小原議員さんのご質問にも、担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 田中支所長。

**○中山支所長（田中 豊君）** ただいまの小原議員さんのご質問に答弁させていただきます。今回の条例改正は、改正部分だけ載ってますけれど基本的に減免措置の条項もございます。それを適用しまして、目的にあった使用につきましては、減免するというところでございます。その辺をご理解いただきたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第146号を採決します。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第147号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第4、議案第147号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第147号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容といたしましては、公の施設の指定管理制度の導入に伴い、中山温泉館及び想像館の施設について、平成19年4月1日から直営管理から指定管理者制度による管理を可能とするため、条例の必要な部分の改正をするものであります。

施設の利用料等につきましては、有料施設であることから改正はいたしておりませんが、

指定管理者を導入した場合でも、温泉スタンド使用料及び温泉給湯使用料については、これまでどおり、町の直接の収入とすることといたしております。以上で、議案第147号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、川島 正寿君。

**○議員（7番 川島 正寿君）** 温泉館のこれを指定管理者に委託という計画の中でこの案はできたものと思いますが、なかやま温泉の今の現状の温泉の入浴場については洗い場が少ないとか、露天風呂を造ってもらったらいいかいというような声も聞きます。ましてや、町内の温泉ということは中山だけだと思うんですが、そういった施設整備とそしてその中で歩く風呂というようなものを作って町民の健康管理、そういったものにも努めていく、拠点としてもっていけばという考えもあるんですが、その辺については整備してから出すというような考えはないでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 川島議員さんのご質問に答弁させていただきます。先ほどご質問がありましたご指摘の部分、実際にたくさん入浴者が詰め掛けた時、特に夏とかい로운な場合がありますね、洗い場が少なくてちょっと不便をするというふうなことも聞いております。実際そういった対応について、取りあえず今町の方では、今年度解決しておりませんが、運用してみながら、またその状況によって必要によって検討していきたいと思っておりますが、そういった整備をする場合には、あくまでも町が整備をするということになろうというふうに思っておりますので、管理を受けていただくところがあればそこと協議をしながらその状況を見ながらまた検討してまいりたいというふうに思っております。

それから今歩くプールと言いますが、介護予防等で行なわれている、そういったプールの施設をとということでございます。これも要望があるのは、声は聞いておるところでありますし、その必要性もある程度私も理解はしておるところでありますけれども、これについても、場合によってはそこに今造るとなった場合にも、その温泉館の中に造るのがいいのか、あるいは温泉を引いていけばいいわけですから、造るとしても例の社会福祉協議会に委託しております福祉センターの方にでもできないことはないと思っておりますし、それについてもこれも今後の課題として整備する時には、管理を受けられたところと協議をしながら進めていけばいいのではないかなというふうに思っております。

以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 14番、岡田聰君。

**○議員（14番 岡田 聰君）** 指定管理者制度移行の前提となる議案でございますが、他の施設も同じですが、正職員の取り扱い、どうするのか。職員が指定管理者制度に移行しても正職員を他の方へ移動というような形になるとメリットはあまり生まれなないと思

ますが、臨時職員の場合は別として、そこへ働いている正職員の取り扱いどうお考えですか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 岡田議員さんのご質問に答弁させていただきますが、今指定管理を考えておる施設での正職員は、3人というふうに認識いたしております。これ2人は一般行政職の職員でありますし、一人は現業職の職員でありますけれども、いずれにしても直営施設でなくなってしまうすれば、他の部署への配置転換ということを考えていかなければならないというふうに思っておりますし、現在、働いていただいております嘱託職員とか臨時職員さん、これにつきましては指定管理受け入れられたところにてできるだけ優先的な雇用をお願いをしていけばなというふうに思っております。

今、メリットがないではないかなと言われますけれど、正職員、今そこに配置しているのを他の部署に配置することによって、全体の職員の節減になるわけでありますから、そういう意味では全体的には、その部分が指定管理を出すことによって、職員の直接の人件費の削減につながっていくという効果もあるのではないかなというふうに思っているところです。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 他にありませんか。これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第147号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第148号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第5、議案第148号 大山町名和地域休養施設条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第148号 大山町名和地域休養施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

地域休養施設が昭和57年8月にオープンいたしましてから、レクリエーションや多目的な研修の場所として、町民の皆様に幅広く利用していただいております。

本年度までは財団法人大山町地域振興会に委託し、良好な管理業務を行っておりますが、公の施設の指定管理者制度の導入に伴い、大山町地域休養施設について、委託管理から指定管理者制度による管理を可能とするため、条例の必要な部分の改正をするものでありま

す。以上で議案第148号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、川島正寿君。

**○議員（7番 川島 正寿君）** これは、神田の山香荘の件だと思いますが、今まで一般会計からだいたい1,000万程度の繰入があったわけなんですけど、指定管理者になった場合、その辺のものはどのように助成するのか、あるいはないのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 川島議員さんのご質問に答弁させていただきます。指定管理というものの契約の仕方、ご理解いただければ分かっていたのではないかと思います。要は指定管理に出す場合に委託料を払って管理をしてもらう、あるいは指定管理としてその契約の中で、逆にこちらにお金をもらって管理をしてもらう、そういった部分があるわけですけれども、この場合、収益を目的とする施設でありますけれども、なかなか運営上、今までご承知のように十分な収益は上がっていない。要は毎年一般会計から補填をしながら事業をしてきているわけでございます。

しかしながら、その分、地域住民の皆さんのレクリエーションとかあるいはいろんな場面にご利用いただくなかで、住民の福祉の向上に役立ってきている施設だというふうに解釈しているところであります。そういう意味での公の施設だというふうに思っています。

したがって、今度管理を募集いたしました時に、応募いただく方がどのくらいで自分ならこれを経営するよ、運用していくよという提示をいただく中で、こちらの方の思いと合致していけば、そこで契約するということになるというふうに思っています。従ってそういった中での経費の、お互いの役割分担という部分が出てくるのではないかなというふうに思っているところであります。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第148号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第148号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第149号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第6、議案第149号 大山町社会体育施設条例の一部を改

正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第149号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町社会体育施設条例により設置されております各施設のうち、公の施設の指定管理者制度の導入が可能と判断した施設の制度導入を図るため、大山町中山運動場・中山野球場・名和総合運動公園野球場・名和総合運動公園陸上競技場・名和総合運動公園テニスコート・名和総合運動公園アスレチック広場・大山野球場の施設について、指定管理者による管理が可能となるよう所要の改正を行うものであります。

また、豪円山周辺の大山総合体育館・大山国体広場・大山運動広場・大山林間コース及び大山シャンツェの5施設につきましては、「大山スポーツ公園」として別途単独条例を制定をし、指定管理者制度の導入を図ることといたしておりますので本条例から削除いたしておるところであります。以上で議案第149号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。17番、野口俊明君。

**○議員（17番 野口 俊明君）** 私は簡単なことですが、字句のことについてお伺いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** マイクを持ってください。

**○議員（17番 野口 俊明君）** 持たないけんですか。第6条の（1）町民の心身の健全な発展に寄与すると認められる事業に企画及び実施に関すること。この「に」というのは、私だったら「の」にしたいと思うんですけど、なかなかいろんな複雑なまた単純なあれでなしに意味になるということをちょっと聞いたもんですから聞いてみるわけですけど。ここを「に」にされた理由、「の」の方がいいんじゃないかなという気もするんですけど。ここの条例の中について、今後においては「の」ということでやっておられるところもありますが、これについての「に」といういろんな深い解釈が、たぶんにできる接続詞、言葉だそうでした、これについて敢えてされた理由についてお伺いしたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 野口議員さんの質問には、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（麴谷 昭久君）** 野口議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今、おっしゃられましたように「に」という記入でございますけれど、「事業の」が正しい書き方ではないかなという、こちらのミスであるというぐあいに思っております。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 暫時休憩いたします。

午前9時55分 休憩

---

午前10時29分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。ただいま議題となっています149号について訂正の申し出があります。これを許します。総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） ただいま議長の方から訂正のお許しを得ましたので、議案第149号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例につきまして訂正をさせていただこうというふうに思います。訂正の個所は、はぐっていただきまして2ページ、条項でいきますと第6条第1項第1号の真ん中どころであります、ページ2ページの真ん中どころであります、（1）と書いてありますところの、町民の心身の健全な発展に寄与すると認められる事業に企画及び実施に関することということで、「事業に」の「に」のところにつきまして野口議員の方からご指摘をいただきました。麴谷課長が答弁をいたしましたように「事業に」を「事業の企画及び実施に関すること」というふうにご訂正をさせていただいたらというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） ただいま議案訂正について許可することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、議案訂正について許可することに決定しました。他に質疑ありませんか。3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 5ページと7ページになりますが、改正前は、大山町高麗体育館アリーナが150円と70円ついておりまして、改正後には無料になっておりますが、何か意味合いがありますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの質問には担当課長から答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 吉原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。高麗体育館改正後が無料ということになっておりますが、高麗体育館につきましては、施設が非常に老朽化をしております。そういう中で地元の周辺の方の利用はあるわけですが、修繕にどんどん予算を費やすという状況にありません施設でございますので、無料ということで提案をさせていただいております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 今、吉原議員さんの質問に関連してでございますが、いわゆるほかの施設も例えば中山の柔剣道場なんかも、これも結構古い施設ではないかなと思います。無料にするという基準をですね、町民の皆さんに分かりやすく、ある程度の点をおかれんと、あっちもこっちもこういう話がでてきたんじゃまた行政としてもおもしろくないと思うわけです。ですから、そこらへんをきちっとしたものを我々にお見せ

いただくというか、住民に対してもお見せいただいでおかないとこのことに無料ということについての示しがつかなくなるという気がするわけですが、これについて基準といますか、そのことについての答弁をお聞かせ願いたいと思います。基準を決めておられるかおられないか、そこらへんの執行部の無料にされた理由、理由は今分かったわけですが、結局今後、これ以外のことがかかるわけですからお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの質問には担当課長から答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 野口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。先ほど高麗体育館無料ということにつきましては、料金が取れる施設でないというのが、正しい言い方ではないかなというぐあいに理解しております。中山柔剣道場につきましては、17年度もかなりの経費をかけて修繕を行なっております。当面、当分の間につきましては、まだ使用料をいただける施設だというような認識をしております。ただご指摘のように、どういう基準でということでもありますけれども、減免措置を含めまして昨年からずっと協議をしてきた中で一応このたびの無料であるとか、改正に無料の項目を入れさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） その基準的なものをお示しは願えんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの再質問にも担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 基準ということですが、明確な基準というのは、はっきりしたものは作っておりません。ただ、使用状況でありますとか、使用の中身を見て、例えば純粹に町内の方だけの利用であるとか、それから町外の方も含めた町内の方の利用というケースもあるわけですが、特に中山柔剣道場の場合なんかはそういう傾向もございますので、はっきりした明確な基準は定めておりませんが、そのあたりも参考にしながら、あるいは施設の老朽化ぐあいといいたいまいしょうか、そのあたりを参考にしておるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） これが最後の質問になるわけですが、分かりますが、結局その都度いろんな条件によって、この無料になる基準というものは変わってくるということを住民の方に理解しておいていただければええというような感じですね。明確なものは持てないということですね。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 住民の皆さんには、引き続いて教育委員会サイドといたしまして、たとえばいろんな審議会でありますとか協議会でありますとか、そういう場でも意見を述べて参考にこれから検討させていただきたいという具合に思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井 美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 教育民生常任委員会でこの話は聞いておったような記憶をしておるような気もいたします、その無料とか何とかじゃなくて、施設がというようなことは聞いておりましたが、築何年で償還が終わっているとか、というような基準は考えておられますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問にも担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。築何年ということを定めているかということでございますが、定めておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第149号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第149号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第150号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第150号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第150号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例に

ついて提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例により設置されております中山農業者トレーニングセンター・名和農業者トレーニングセンター・大山農業者トレーニングセンター・中山多目的運動広場・大山農村運動広場の管理について指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理が可能となるよう所要の改正を行おうとするものであります。以上で議案第150号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第150号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第151号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第8、議案第151号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第151号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町大山農村環境改善センター条例により設置されております大山町大山農村環境改善センターの管理について指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理が可能となるよう所要の改正を行おうとするものであります。以上で議案第151号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第151号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第151号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第152号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第152号 大山町名和民芸伝承館条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第152号 大山町名和民芸伝承館条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町名和民芸伝承館条例により設置されております名和民芸伝承館の管理について指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理が可能となるよう所要の改正を行おうとするものであります。以上で議案第152号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第152号を採決します。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第153号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第153号 大山町中山農村活性化施設条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第153号 大山町中山農村活性化施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町中山農村活性化施設条例により設置されております活性化センター・多目的広場の管理について指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理が可能となるよう所要の改正を行おうとするものであります。以上で議案第153号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第153号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11 議案第154号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第154号 大山町大山スポーツ公園条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第154号 大山町大山スポーツ公園条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、議案第149号「大山町社会体育施設条例の一部改正議案」でご説明いたしましたように、現在「大山町社会体育施設条例」の中に組み込まれております大山総合体育館・大山国体広場・大山運動広場・大山林間コースの4施設について、平成19年4月1日から指定管理者制度による管理を行うことができるようにするため、これらの施設に大山シャンツェを加えた豪円山周辺の5施設を「大山スポーツ公園」と位置づけ、「社会体育施設条例」から切り離し、指定管理者制度の導入が可能となるよう独立した条例として制定しようとするものであります。

施設の使用料につきましては、各施設とも社会体育施設条例に規定してあるものをそのまま踏襲いたしております。以上で議案第154号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 近藤 大介君） 条例の中身についてはですね、今のご説明で十分理解しましたし、特に異存はないところなんですけれども、合併前には、旧名和町の総合運動公園、通称で名和スポーツランドと言ったり、運動公園などと言ったりしておった。今でもそうだと思うんですけれども、合併して大山町になって今回の条例が大山スポーツ公園と、行政の内部の人間あるいはよく知っている者については大山スポーツ公園といっても大山寺のところの、というふうに分かると思うんですけれども、ふだんあまり利用されない方が、大山のスポーツ公園といった時にひょっとしたら、旧名和町の名和のスポーツランドと混同される恐れもありはしないかなとふと思ったりもいたします。

せっかく条例を新たに制定して新たな位置づけで向かうということでございます。大山スポーツ公園、その言葉通りで分かりやすいのは分かりやすいんですけれども、もう少し名

前にこだわってもいいのではないかと。広く町外、県外にでもアピールできるような名前、ネーミング、もう少しこだわられないかなと思いますけれど、そういった名前についての議論があったかどうか、その辺お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問には、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまの近藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。大山ただいま提案させていただいております大山スポーツ公園ということの施設名称についてもう少し、もっとこだわって適切な名前をつけることができないかという主旨ということだと思っておりますが、あと名和のスポーツランド等と名前が混同されないかということでございますが、この大山スポーツ公園という名前を考えました際に、正直申し上げまして、名和スポーツランドとの混同という点につきましては、考慮いたしておりました。大山地内にある一団の施設ということで一つのくくりとしての大山スポーツ公園というふうにいたしました。で、こちらの施設の性格が他の社会体育施設と少々異なっているということは、皆さんご承知いただけるものと思っておりますが、スポーツ施設と言いつつ多分にそういった公園的な利用形態も多いということもございまして、こういった名称にさせていただいたということもございまして、利用者等のご意見等をまた聞きながらということになるかと思っておりますが、このたびにつきましては、こうした大山にあるスポーツ公園という考え方でご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） ほかに質疑はありませんか。13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 関連でようございますかね、関連、議長。

○議長（鹿島 功君） この案件でですね。

○議員（13番 小原 力三君） 今の指定管理者の関連でございまして。今の公園という名前が出ましたので、お聞きしますけれど、仁王堂公園とか、名和公園とか、そういうのが今回載っていないんじゃないかなと思いますし、まあそこは管理棟とか何とかございせんし、どういうふうな議論されたのか。そしてまた今後どのような方向付けをされるのか。これをお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは小原議員さんのご質問に答弁させていただきます。全般的に今回指定管理に出している部分と出していないもの、候補としてですね、そこらへんの考え方の中で、他の公園等の管理も含めてどういう考え方と、ということだろうというふうな、そういう意味での関連ということだろうかと思います。指定管理者に今回付すのが適当ではなかろうかと判断をして、第1団、まあ第2団になりますか、福祉センターの後でありますから、今回これも出させていただいております。ある意味では、これで終わ

りではないというふうに思っておりますけれども、特に今回名和公園とか、仁王堂公園、これも検討していなかったわけではありませんけれども、取りあえず管理者を置いて、要は利用申し込みをして利用する施設、というものを中心に今回考えておるといふ考え方でありまして、だから名和公園とか、仁王堂の管理というのはそういう意味では樹木とかの管理ということが中心になるだろうということになりますと、これは今までの要は業務委託でも対応ができるものだというふうに思っておるところでありまして、今回上げてます施設は、ご覧いただきましたように申し込みをして手続きをして利用するというような施設を中心に考えて提案をさせていただいているという考え方で今回整理をしておるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第154号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第154号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第155号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第12、議案第155号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について（名和浄化センター建設工事）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第155号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について提案理由のご説明をいたします。

平成18年6月22日締結の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定目的は、大山町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更するものであります。

変更内容は、協定金額を2億5,900万円から1,150万円を減額し、2億4,750万円とするものであります。

協定の相手方は東京都港区赤坂6丁目1番20号 日本下水道事業団 理事長 板倉英則であります。以上で議案第155号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、岩井美保

子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） この減額の根拠は何でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 減額の根拠でございますが、下水道事業団に設計委託も含めて委託をしております。その中で積算になった金額を18年の6月の時点では入札減でございましたが、今回の部分につきましては、下水道事業団で変更があるかもしれないということで保留になっておった部分の精算金でございます。工事内容については、特に大きな変動はございませんでした。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第155号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって議案第155号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第156号

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第156号 工事請負変更契約の締結について（光徳地区農業集落排水事業処理施設建設工事）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第156号 建設工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明をいたします。

平成17年11月29日締結の光徳地区農業集落排水事業処理施設建設工事の請負工事を変更をいたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約目的は、光徳地区農業集落排水事業処理施設建設工事であります。

変更内容は、契約金額を2億1,945万円に61万2,150円を増額し、2億2,0

06万2,150円とするものであります。

契約の相手方は光徳地区農業集落排水事業処理施設建設工事昭和エンジ・小倉興産共同企業体 代表者 東京都港区芝浦3丁目17番12号 昭和エンジニアリング株式会社 事業部長 植田 誠であります。以上で議案第156号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なし認め、これで質疑終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第156号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第157号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第14、議案第157号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第4号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程になりました議案第157号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から、児童手当制度の改正により、支給対象年齢がこれまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）であります、これから小学校6年生（12歳到達後の最初の年度末）であります。これまでに拡大されたこと、或いは7月16日から18日にかけて鳥取県を通過いたしました梅雨前線豪雨により、町内の道路、河川、農地、農業用施設に多大な被害が発生しましたが、その災害復旧の事務にあたる職員の時間外勤務手当に不足を生じたこと、更には10月21日から24日までの間、鳥取県内の各地で開催されました全国スポレク祭が終了いたしましたので、教育委員会に設置しておりましたスポーツ推進室を10月31日付で解散したことに伴い、11月1日付で職員の人事異動を行ったこと等の理由により職員人件費の過不足の調整を行うものであります。

この他、特別会計に属する職員人件費の調整及び事業計画の変更に伴う財源補填のための特別会計繰出金と御来屋保育所重油屋内タンク設置工事費を計上いたしております。

この補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ517万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億6,246万3,000円といたしております。

歳入について、ご説明をいたします。

歳入の517万8,000円は、第80款繰越金、第5項繰越金、第1目繰越金であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

補正をいたします、職員人件費の内訳につきましては、議案書15ページの給与費明細書に記載をいたしておりますが、総額11万5,000円の減額であります。今回、特別職の給与費の変更はありません。一般職の給与費では、給料を122万2,000円減額いたしております。

この主なものは、休職、育児休業等によります職員給料の調整によるものであります。職員手当は、206万4,000円の増額であります。この主なものは、農林・土木災害事務、情報基盤整備事務、スポレク祭、文化祭等に従事をいたしました職員の時間外勤務手当870万円の増額、制度改正に伴います児童手当186万円の増額、期末勤勉手当833万円の減額等を調整したものであります。

共済費では、95万7,000円を減額いたしております。このほか特別会計繰出金として、第15款民生費の第5項社会福祉費、第3目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金13万4,000円を、第20款衛生費の第15項上水道費、第1目上水道費で簡易水道事業特別会計繰出金345万3,000円を、第40款土木費の第30項下水道費、第1目公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金97万1,000円をそれぞれ増額いたしますとともに、第15款民生費の第10項児童福祉費、第5目保育所費で暖房用重油タンク設置工事費73万5,000円を新規に計上いたしております。以上で議案第157号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、近藤大介君。

**○議員（1番 近藤 大介君）** 歳入についてお尋ねします。今回歳入の補正で繰越金が、517万8,000円増額されて合計で1億5,256万4,000円というふうになっております。これにつきましては、18年度の繰越金の収入のほぼ確定した数字と認識してよろしいかどうかご説明をお願いします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（諸遊 雅照君）** ただいま近藤議員さんの方から繰越金の額の件につきましてこの額の最終的なものが、17年度決算の繰越金の額と同額もしくは類似したものかというふうなご質問をいただきました。財政運営の中でいろんな手法がございまして、現在新大山町におきましては、17年度決算額から4,000万くらいまず財政の留保という形この繰越金の予算額に計上していないものがございまして、それぞれ補正の財源といたし

まして繰越金の留保額、あるいは予備費からの調整と色々な手法があろうかというふうに思っておりますけれども現在大山町では、先ほどご説明いたしました繰越金の財源を留保し、これからの補正財源にあてるという財政運営を行なっておりますので、あと残り4,000万程度留保している財源があるということでございます。

**○議長（鹿島 功君）** ほかに質疑ありませんか。14、岡田聰君。

**○議員（14番 岡田 聰君）** いろいろ説明がございました。児童手当の拡充とか、台風被害、それから全国スポレク祭等の説明がございましたが、歳出の方で7ページの民生費の国民年金事務費314万8,000円の増額補正もこの関係でしょうか。説明をいただきたい。

それから土木関係と農業関係、10ページと12ページ、時間外手当増額、これ台風被害対策の関係だろうと思いますが、実際の時間はどれくらい、たとえば特定の職員が最高何時間ぐらいされたのか。それともう一点、土木技師が不足しているような感じを受けますが、それはどうなのか。

それともう一点、14ページの教育費の中の公民館費、これの時期外手当の業務の内容、ご説明いただきたい。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 岡田議員さんの質問にはそれぞれ担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（諸遊 雅照君）** 岡田議員さんからご質問いただきました数点の項目につきまして、ご答弁をさせていただきます。まず一点目の国民年金事務費の人件費部分、給与も含めた額で相当の補正をしております。トータルでは314万8,000円ということでございます。この増額の理由といたしましては、先ほどご説明いたしました、11月1日付けで職員の人事の異動を行なっております。その人事異動の内容について、従前地籍調査をしておりました職員を新たに年金業務ということで配置変えを行なっております。そのための人件費を合わせまして314万8,000円増額をしておるしだいでございます。

2点目でございますが、2点目のご質問はページでいきますと10ページでございます。農林水産業費の関係で特に農業総務費の辺りのことを言っておられるのじゃないかと思いますが、人件費174万円を増額いたしております。この大きな要因といたしまして時間外勤務手当130万ということで計上いたしておりますが、これにつきましては先ほど町長が提案理由の方で述べましたように梅雨前線豪雨によりまして大きな被害を生じておりますが、その普及にあたります職員の時間外勤務手当でございまして、これまで時間外をしてきたもの、あるいは今後年度末までに想定される推計で時間外勤務手当、あるいは時間数を各課から聞き取りいたしまして、今回計上してきているというところでござい

す。総額これからの見込み等につきましては、さらに詳しいことにつきましては、また担当課長さんの方から詳細についてのご答弁はいただけるというふうに思っておりますが、内容といたしましては、そういうふうな内容になっております。

ページ12ページの土木総務費も同様の主旨でございます。これまでに災害業務に応急してきました職員の時間外勤務手当、さらには今後具体的な管理、維持管理等の業務が発生しようというふうに思っております。そういうふうな事務に関わります職員の時間外勤務手当でございます。

技師が不足をしているかというふうなことでございますが、現状災害技師等につきましては、日常的な業務の中では、地域整備課等に集中管理をし、通常業務の状態では不足をしているというふうな理解はしておりませんが、こういうふうな災害時における急激な増加についてはやはり現場管理とか設計とかそういうふうな部分で足りない不足している部分もありましたので、これらにつきましては、民間のコンサル業者の方をお願いをし委託という形ですでに発注をしているところでございます。

それから公民館の時間外勤務手当の状況についてのご質問もいただきました。公民館も総額では、219万円ということで増額しています。ページでいきますと14ページでございます。これも主なものにつきましては、時間外勤務手当ということになっておりますが、11月の初旬に実施をしております文化祭等に関わります関係課の職員、あるいはそれに出勤をいたしました職員等も含めた時間外勤務手当とあとは日常的な業務の中で行なっております公民館業務、特に土曜、日曜という休日出勤が多いもので、通常でありますと代休対応という形に指示はしてきておりますけども、これにつきましても現状の中で不足をするものにつきまして補正をさせていただいてるというものでございます。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（渡辺 収君）** 災害復旧に対する職員の人件費補正の時間外勤務手当ということでございます。時間外勤務手当はどうかということのご質問のようであったというぐあいに理解しておりますが、これはあくまで先ほどありましたように総務課長の方から、推計の数字でございます。と言いますのは、実は災害査定を先日終ったばかりでございます。ただ農林災の場合につきましては、まだ単独災という災害も残ってございますので、もちろん負担金をいただくということがございます、そういうことから今単独災については今取りまとめ途中ということもございまして、あくまでこの時間外勤務手当につきましては、推計だということをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第157号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第157号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15 議案第158号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議案第158号 平成18年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第158号 平成18年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、落雷により被害を受けた赤松簡易水道、豊房簡易水道の修繕費と県道拡幅による水道施設移転に要する費用等を計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,067万3,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第20款繰入金の345万3,000円の増額は簡易水道施設修繕に要する費用を一般会計から繰り入れております。第30款諸収入の153万6,000円は県道拡幅工事に伴う水道管移設補償費であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費第5項維持管理費の343万1,000円の増額の主なものは、落雷により被害を受けた赤松簡易水道水源地水位計修繕費を14万7,000円、豊房簡易水道水源地修繕工事費を327万9,000円計上いたしております。

第10款事業費第5項施設整備費では、県道拡幅工事に伴う水道管移設工事費155万8,000円を計上しております。以上で議案第158号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第158号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第158号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第159号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第159号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第159号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、職員給与の見直しにより、他の特別会計と人件費の負担を調整するもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億9,047万5,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款診療収入では、第5項入院収入で109万円の減額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費109万円の減額は、主なものとして介護保険事業に関わる大山診療所の医師の人件費の一部を減額し、新たに介護保険事業特別会計に計上するものであります。人件費の内訳につきましては、議案書5ページの給与費明細書に記載のとおりであります。

以上で議案第159号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第159号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第159号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分にしたいと思います。

午前 11 時 21 分 休憩

---

午前 11 時 32 分 再開

**日程第 17 議案第 160 号**

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第 17、議案第 160 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第 160 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、職員給与の見直しにより、給与費の額の調整を行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 9,359 万 6,000 円といたしております。

補正の内容について、歳入からご説明をいたします。

第 30 款繰入金では、第 5 項一般会計繰入金で 13 万 4,000 円を増額いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。第 5 款総務費の第 5 項総務管理費、第 1 目一般管理費 13 万 4,000 円を増額は、一般職員の給料の減額と職員手当の増額を調整いたしております。

第 15 款地域支援事業費の第 10 項包括支援事業・任意事業費、第 1 目包括支援センター運営費では、職員手当の時間外勤務手当と期末手当の額の調整を行っております。

職員人件費の内訳につきましては、議案書 5 ページ給与費明細書に記載のとおりであります。以上で議案第 160 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 160 号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 160 号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第 18 議案第 161 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第18、議案第161号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第161号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、職員給与の見直しにより、職員の人件費を補正するもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万7,000円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ3,843万9,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第5款サービス収入では、第5項介護給付費収入で48万7,000円の減額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第10款サービス事業費251万3,000円の増額は、議案第159号でご説明いたしました大山診療所の医師の人件費の一部を計上するものであります。

第15款予備費では、財源の調整のため300万円を減額いたしております。人件費の内訳につきましては、議案書5ページの給与費明細書に記載のとおりであります。

以上で議案第161号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第161号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第161号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19 議案第162号

○議長（鹿島 功君） 日程第19、議案第162号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第162号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、職員給与の見直し等により職員給与等の調整を行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億4,300万1,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明をいたします。

第20款繰入金97万1,000円の追加は一般会計からの繰入金の増額であります。

次に歳出についてご説明いたします。第5款事業費の97万1,000円の増額は、一般職員の給与の減額や諸手当の増減調整を行っております。以上で議案第162号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第162号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第162号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第163号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第20、議案第163号 平成18年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第163号 平成18年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の一般職員給与費について補正を行うもので、第1款水道事業第1項営業費の配水及び給水費で35万5,000円の減額及び総係費で40万5,000円の減額を行うものであります。以上で議案第163号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第1

63号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第163号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。これで会議を閉じます。平成18年第11回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午前11時40分 閉会